

○総務省告示第 号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十四年総務省告示第四百七十一号）の一部を次のように変更する。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、変更前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

録 風 録

第2 周波数割当表
【1～7 略】

【第1表 略】

第2表 27.5MHz - 10000MHz		周波数割当表					
周波数	国内分配 (kHz)	無線局の目的	周波数の使用に関する条件				
【略】	【略】	【略】	【略】				
				4500-4600	固定衛星(宇宙から地球) J161	公共業務用 電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用	電気通信業務用での使用は携帯無線通信用とし、割当ては別表10-3による。
				4600-4800	固定衛星(宇宙から地球) J161	公共業務用 電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用	ローカル5G用とする。
4800-4900	移動 J162	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	ローカル5G用とする。				
【略】	【略】	【略】	【略】				

録 風 録

第2 周波数割当表
【1～7 同左】

【第1表 同左】

第2表 27.5MHz - 10000MHz		周波数割当表					
周波数	国内分配 (kHz)	無線局の目的	周波数の使用に関する条件				
【同左】	【同左】	【同左】	【同左】				
				4500-4800	固定衛星(宇宙から地球) J161	公共業務用 電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用	電気通信業務用での使用は携帯無線通信用とし、割当ては別表10-3による。
				4800-4900	移動 J162	電気通信業務用	
【同左】	【同左】	【同左】	【同左】				

第3表 100kHz - 2750kHz

国内分配 (kHz)		無線局の目的		周波数の使用に関する条件					
【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】				
						28.2-28.5 J251	固定衛星(地球から宇宙) J206 J232 J249	電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用	ローカル5G用とする。
						移動 J252A	一般業務用 電気通信業務用 公共業務用 一般業務用		
28.5-29.1 J251	固定衛星(地球から宇宙) J206 J226 J232 J249	電気通信業務用 公共業務用	ローカル5G用とする。						
移動 J252A	一般業務用 電気通信業務用 公共業務用 一般業務用								
地球探査衛星(地球から宇宙) J253	一般業務用								
【略】	【略】	【略】	【略】						

第3表 100kHz - 2750kHz

国内分配 (kHz)		無線局の目的		周波数の使用に関する条件					
【同左】	【同左】	【同左】	【同左】	【同左】	【同左】				
						28.2-28.5 J251	固定衛星(地球から宇宙) J206 J232 J249	電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用	ローカル5G用とする。
						移動 J252A	一般業務用 電気通信業務用 公共業務用 一般業務用		
28.5-29.1 J251	固定衛星(地球から宇宙) J206 J226 J232 J249	電気通信業務用 公共業務用	ローカル5G用とする。						
移動 J252A	一般業務用 電気通信業務用 公共業務用 一般業務用								
地球探査衛星(地球から宇宙) J253	一般業務用								
【同左】	【同左】	【同左】	【同左】						

【1～J252 略】

国内周波数分配の脚注

【1～J252 同左】

国内周波数分配の脚注

<p>1252A 28.45-29.1GHzの周波数帯を使用する移動業務のローカル5Gの局は、固定衛星業務の地球局からの保護を要求してはならない。 [1253～1295 略] [別表 略]</p>	<p>【新設】 [1253～1295 同左] [別表 同左]</p>
<p>【注 略】 備考 表中の「」の記載及び対象特定の「重複帯をなす」と「帯域を共有する」とした帯域は注記を要す。</p>	<p>【注 同左】 国際周波数分配の附注</p>